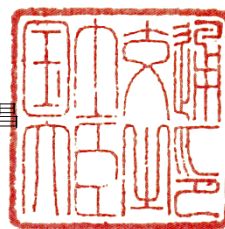


認定書

国住参建第 3225 号
令和 6 年 12 月 25 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
会長 池田 明 様
硝子繊維協会
会長 雨田 祐一 様
ロックウール工業会
理事長 亀津 克己 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-1719(1)

2. 認定をした構造方法等の名称

窯業系サイディング・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード重裏張／木製枠組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

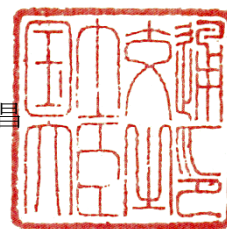
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 3226 号
令和 6 年 12 月 25 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
会長 池田 明 様
硝子繊維協会
会長 雨田 祐一 様
ロックウール工業会
理事長 亀津 克己 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-1719(2)

2. 認定をした構造方法等の名称

窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材・構造用面材 [木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード] 表張/せっこうボード重裏張/木製枠組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

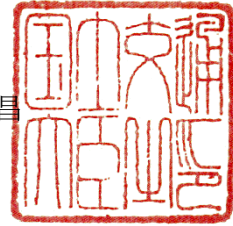
(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 3227 号
令和 6 年 12 月 25 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
会長 池田 明 様
硝子繊維協会
会長 雨田 祐一 様
ロックウール工業会
理事長 亀津 克己 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
QF045BE-1719(3)
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／窯業系サイディング・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード重裏張／木製枠組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

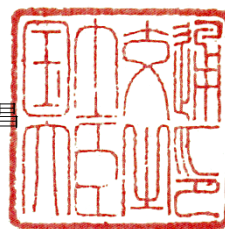
（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書

国住参建第 3228 号
令和 6 年 12 月 25 日

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
会長 池田 明 様
硝子繊維協会
会長 雨田 祐一 様
ロックウール工業会
理事長 亀津 克己 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号の二及び同法施行令第 107 条の 2 第一号から第三号まで（外壁（耐力壁）：各 45 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045BE-1719(4)

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／窯業系サイディング・人造鉱物繊維断熱材・構造用面材〔木質系ボード・セメント板・火山性ガラス質複層板又はせっこうボード〕表張／せっこうボード重裏張／木製枠組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。